（ＨＰ及び学務システムに掲載する文案）

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に伴い、授業料の納付が困難となった学生に対して、令和３年度前期授業料の【半額免除】を行います。
申請を希望する者は、必ず6月30日（水）までにご提出ください。

◆対象者
本学に在学する学生であって、次のいずれかに該当する者とする。（別途家計基準あり）
なお、学力は問いません。
また、既に前期授業料免除※を受けている者は申請できません。
※高等教育修学支援制度による授業料減免（日本学生支援機構の給付型奨学金とセットの授業料減免）

（１）国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の写しを提出できる者
※公的支援の受給証明書の例→　[受給証明書](https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/903ae46d58218d36b1c6d33d960499e0.pdf)
※上記例以外の制度でも、一定の条件を満たす場合には公的支援として認められる場合があります。

（２）事由発生後の生計維持者（父母等）の一方又は両方の所得が令和元年分の所得と比較し、２分の１以下になっている者
※２０２０年１０月～２０２１年５月の間で、最も収入が減少した連続する３ヶ月分の給与明細書等（自営業者等は売上から経費を引いた所得金額が確認できる帳簿等）を４倍して算出したものと比較。

◆減免額及び減免方法
①令和３年度前期授業料の半額（133,950円）を免除。
②減免決定者に、すでに納付されている令和３年度前期授業料の半額を還付します。

◆申請方法
[別記様式第１号](https://www.gchs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/06/472dc6624d6619ed1406b4e76ba54122.docx)及び添付書類を提出期限までに、事務局学生図書係まで郵送または持参してください。
（郵送の場合：レターパックに朱書きで「新型コロナ減免に係る書類在中」と記載。）
※詳しくは、別記様式第１号「添付書類チェックリスト」をご覧ください。
※申請後は大学からメール・電話することがあります。提出書類は全てコピーを保管してください。

◆提出期限
６月３０日（水）郵送必着
※書類不備は申請受理となりません。早目の申請・相談をお願いします。

◆提出先及びお問い合わせ先
大学事務局　学生図書係　　電話：027-235-1211（代表）
※電話によるお問い合わせは、土日祝日を除く　8：30～17：15でお願いします。
メール：syougakukin@gchs.ac.jp　※件名は「新型コロナ減免　学籍番号　名前」で送信してください。